$\bigcirc$ 前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(平成二十六年内閣府・農林水産省令第十一号) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正

改正後	改正前
附則	附則
(立文:	- 10 分分は、全虫所行期日)
-3。 -3  -3  -3  -3  -3  -3  -3  -3  -3	一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)か  第一条 この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第
	一部改正に伴う経過措置)(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の
[条を削る。]	第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合
	連合会の信用事業に関する命令第十六条第四項の規定は、株式会社
	商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十三条の規
	定による商工債(同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条
	の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。)につい
	ては、当分の間、適用しない。
	措置) (漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過
[条を削る。]	規定による改正後の漁
	関する命令第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法

るる。	備考 表中の [ ] の記載は注記である。
ては、当分の間、適用しない。	
の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。) につい	
定による商工債(同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条	
一二条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規	
第四条   第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第七十	[条を削る。]
(農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)	
含む。)については、当分の間、適用しない。	
同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを	
第三十三条の規定による商工債(同法附則第三十七条の規定により	

## 附則

## (施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

第二条 この命令の施行の日 ( 以 下 「施行日」という。)において農業協同 阻合法 (昭和二十二年法律第百

三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同 組合連合会又はその子会社

(同法第十一条の八第二項前段に規定する子会社等をいう。 が現に保有する商工債 (株式会社 商 工 組 合

中央金庫法 (平成十九年法律第七十四号) 第三十三条の規定による商工債をいう。 以下同じ。) につ ١ ر 7

は、 農業協同 [組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大 蔵 省令第一号)

六条第四項の規定は、適用しない。

2 業協同 施行日 組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十六条第四項の規定は、 の翌日以後に発行される商工債については、 同日から起算して二年を経過する日までの間は、 適用しない。 農

第三条 施行日において水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事

第 工 業を行う漁業協同 する商 六条第一 業協 一項第二 同 工債につい 項及び第百条第 組 号の 合連合会又はその子会社等 事業を行う水産 ては、 組合、 漁業協[ 同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同 項にお 加 同 組 į١ 工業協同 合等 て準用する場合を含む。 (同法第十一  $\mathcal{O}$ 信用事業等に関する命令 組合若しくは同法第九十七 条の十四第二項前段 に規定する子会社等をいう。 (平成五 条第一 (同 一年大 蔵 省令第二号) 法第九十二条第一 項第二号の事業を行う水 組合連合会、 同法第九十三条 項、 が 現に保有 第九 産 + 加

2 業協同 施 行 組 日 合等  $\mathcal{O}$ 翌 日  $\dot{\mathcal{O}}$ 以 信 後に発行される商工債に 用 事 業等に関する命令第十四 つい [条第四 、ては、 項 同  $\mathcal{O}$ 日か )規定 ら起算して二年を経過する日 は、 適用しない ま での間 は、 漁

匹

条第

应

項

 $\mathcal{O}$ 

規定は、

適用

L

ない。

第四 行 五. 規則 十八条第二項前段に規定する子会社等をいう。) 条 施行 (平成十三 自に お | 農林水産省 | 一年内 | 閣 | 府 | 6年六号) 第七十二条第四項の規定は、 7 て農林中央金庫又はその子会社等 が現に保有する商工債については、 (農林中 央 (金庫 法 適用しない。 (平成十三年法律第九十三号) 農林中 -央金庫 法 第 施

2 林 中央金庫法施行規則第七十二条第四項の規定は、 施 行 日 の翌日以後に発行される商工債については、 適用しない。 同日から起算して二年を経過する日までの間は、 農